

会 議 録

1 附属機関等の会議の名称

令和 2 年第 4 回美里町国民健康保険運営協議会

2 開催日時 令和 2 年 11 月 26 日（木）午後 3 時 30 分から午後 4 時まで

3 開催場所 美里町役場 本庁舎 3 階 会議室

4 会議に出席した者

（1）委員

大森俊雄委員（公益代表）、渡邊雅光委員（公益代表）、伊藤正雄委員（公益代表）、齋藤惇子委員（被保険者代表）、佐藤優子委員（被保険者代表）

（2）事務局

町民生活課長 菊地卓昭、町民生活課課長補佐 中川由華、主事 中村紋歌
税務課長 寒河江克哉

会議に欠席した者

野田清一委員（保険医代表）、矢野英史委員（保険医代表）、
菅原隆司委員（被保険者代表）

5 議題及び会議の公開・非公開の別

（1）議題 美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

令和 2 年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第 3 号）について

（2）会議の公開・非公開の別 公開

6 非公開の理由

該当なし

7 傍聴人の人数

0 人

8 会議資料

- ・美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について（案）
- ・美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について 新旧対照表
- ・令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（案）

9 会議の概要

（１）議題の審議結果又は今後の対応

審議事項について、原案のとおり承認、町長へ答申。

（２）詳細な意見（発言者氏名及び発言内容の記録（要点筆記））

【 会議の概要 】

午後３時３０分開会。相澤町長挨拶。議長を会長の大森俊雄委員が行う。会議録署名委員は、佐藤委員、渡邊委員が行う。町長より諮問を受けた。

- 大森会長：ただいま町長より諮問を受けました、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、審議に入ります。事務局より説明願います。
- 寒河江税務課長：（資料に基づき説明した。）
- 大森会長：ただいま説明のありました、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、質問ございませんか。
- 大森会長：私から質問があります。均等割を令和３年まで減額とありますが、これはコロナが収束しなければ令和４年、５年と延長していく可能性があるということでしょうか。
- 寒河江税務課長：町長等と協議を重ねているところでございますが、状況に応じて、その都度検討していくことになります。ですので、現在のところは令和３年までは軽減措置を行いますということで、それ以上については、現時点では検討の余地に入っておりません。
- 大森会長：ありがとうございます。そのほかに質問はありませんか。
（意見、質問なし）
- 大森会長：意見、質問がないようですので、美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。
- 委員一同：はい。
- 大森会長：美里町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、原案のとおり承認することに決しました。
- 大森会長：次に、令和２年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第３号）について、審議に入ります。事務局より説明願います。
- 中川課長補佐：（資料に基づき説明した。）
- 大森会長：ただいま説明のありました、令和２年度美里町国民健康保険特別会計

補正予算（第3号）について、質問ございませんか。

○齋藤委員：歳入、医療給付費分現年課税分の項目について質問があります。理由がコロナの関係だということで、課税するのは前年度の所得に対してだと思うのですが、どのような関連性があるのでしょうか。

○寒河江税務課長：以前、書面決議をさせていただいた内容になるのですが、6月の議会で被保険者均等割額を2万2,000円から1万円に軽減するということで条例案を提出させていただきました。1人あたり1万2,000円の減額となるということで、被保者全員の5,500人をかけ、6,600万円を歳入の税額から一度落としております。その部分を財政調整基金から一度穴埋めするような予算措置をとらせていただきました。

なぜそうしたかということ、国民健康保険税の本算定は7月のため、議会を行った6月の時点ではまだ何人の方が7割軽減、5割軽減、または2割軽減になるか実数が確定していなかったため、このような計算となりました。

しかし、数が確定すれば全ての方が1万2,000円の減額となるわけではありません。例えば1万円の均等割額の場合、5割軽減の方であれば軽減されるのは5,000円となります。その部分では約2,000万円が財政調整基金からの繰り入れの必要がなくなりました。そういった経緯がありましたので、今回金額を整理したものを12月議会で提出させていただくということになりました。先ほどはコロナの関係でということで簡単に御説明をいたしました、こういった内容になります。

○大森会長：ありがとうございます。そのほかに質問はありませんか。
（意見、質問なし）

○大森会長：意見、質問がないようですので、令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

○委員一同：はい。

○大森会長：令和2年度美里町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について、原案のとおり承認することに決しました。

○大森会長：諮問いただきました案件について、原案どおり答申いたします。

○大森会長：その他、事務局からございますか。

○中川課長補佐：はい。事務局から2つ御報告がございます。

ひとつめですが、書面決議で答申をいただきました第2回の国民健康保険運営協議会のなかで、国民健康保険条例の一部を改正する条例ということで、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者の方に対して傷病手当を支給するという条例の改正をさせていただきました。現在のところ、申請の実績はございませんが、当初、適応期間に関しましては、令和2年1月1日から令和2年12月31日までの間に感染した方が療養のために労務に服することができない期間として

いたところですが、この度、令和３年１月１日から令和３年３月３１日まで延長する旨の通知が国からありましたので、今後も引き続き町のホームページや広報等で周知させていただきたいと思います。

ふたつめですが、今お手元にお配りさせていただきました運営協議会の委員名簿についてです。保険医のなかで南郷病院の玉手医院長には、令和２年２月２３日から委員に就任していただいていたところですが、令和２年３月１日に南郷病院で矢野先生という方が副院長として就任されているため、玉手先生の御意向として、委員としての職を矢野先生に引継ぎたいという御連絡がありましたので、令和２年３月１日から残りの任期を南郷病院の矢野英史先生にお受けしていただいております。以上の２点について御報告させていただきます。

○大森会長：ありがとうございます。他に何かございますか。

○寒河江税務課長：先ほど御説明しておりませんでした、今年度における国民健康保険税につきましては、２つの措置を講じております。

ひとつめは、国の税制改正に伴い徴収猶予措置というものを設けております。これは、国の法律に基づいたものでございますが、最大１年間の徴収猶予をもたせるということであります。本来であれば、差し押さえや延滞金の対象になるものを、徴収猶予期間内であればそういった措置を行わないというものです。これまで３世帯の方から申し込みがあり、現在のところ５９万７，６００円の徴収猶予措置を設けております。

ふたつめは、国民健康保険税の減免措置についてです。この減免は災害減免と同じような中身でありまして、災害により収入が少なくなった方に対して減免の措置をとるということはこれまでも行ってまいりましたが、今年は新型コロナウイルス関係で収入が３割以上減少した方を対象に減免の受付を行っているところでございます。これまで申請された方は２４世帯ですが、そのうち２０世帯の減免を決定しており、その減免額の合計は、現在のところ３９７万８，０００円となっております。

また、３世帯については審査中であり、残りの１世帯については非該当となっております。これにつきましては、令和元年の所得と令和２年の所得を比較するものでございますので、令和元年の所得がゼロであったということで比較の対象にならないため、非該当であるという内容になります。

なお、減免額については、今後も増加する可能性があります、この額については、国または県の特別調整交付金で全額が町に充当される見込みでございます。

○大森会長：他に、質問等ございませんか。

(意見、質問なし)

○大森会長：これをもちまして会議を終了します。

上記会議の内容に相違ないことを証するため、ここに署名します。

令和 2 年 月 日

会 長 _____

委 員 _____

委 員 _____